

電子カルテ、永久保存を 薬害被害者ら要望 5年では「短すぎる」

11/23(木) 6:00 配信 10 

朝日新聞
DIGITAL



11月19～25日は医療事故を防ぐために国が定める「医療安全推進週間」。薬害被害者らは22日、患者の診療情報と記録した電子カルテを永久保存するよう求める要望書を厚生労働省に提出した。現行の保存義務期間は5年だが、「患者を守るには短すぎる」と訴えている。

【画像】「被害者にも加害者にもならないために」被害者が伝える薬害教育

電子カルテの永久保存を求める薬害被害者ら=2023年11月22日、東京・霞が関、藤谷和広撮影

要望書を提出したのは、薬害被害者らでつくる全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）など3団体。

薬害エイズやヤコブ病、C型肝炎などの薬害をめぐっては、保存期間が過ぎ、カルテが破棄された患者を特定できないといった問題が起きた。これらの薬害では、ウイルス感染などから発症までや、発症後に原因が分かるまでに10年以上かかることがある。カルテがないことで因果関係が認められず、救済を受けられなかった患者もいる。

医師法などがカルテの保存義務期間を5年としている点について、要望書は「紙のカルテしかなかった時代にできた規定」と指摘。患者の診療情報を全国の医療機関で共有するために政府が進める「全国医療情報プラットフォーム」も、「電子カルテの永久保存」を前提にシステムを設計する必要があるとした。

全ての大学病院を対象とした文部科学省の調査では、約7割の病院が電子カルテの保存期間を「永年」としていた。被害者団体からは「永久保存している医療機関は診療報酬で加算するなど、工夫して進めてほしい」との声も出た。

厚労省の担当者は、カルテの永久保存の重要性を認めつつも、「法改正の必要がある。慎重に検討したい」と答えるにとどまった。

薬被連の勝村久司副代表は「薬害の被害を二度と繰り返さないため、国は患者の立場に立ち、電子カルテをどう保存していくべきか考えるべきだ」と話す。（藤谷和広）